****

**事前指示書**

［自分の最期は自分で決める］

**一般社団法人　飯田医師会**

**南信州在宅医療・介護連携推進協議会**

平成20年 ４ 月 1 日　第1版発行

平成25年10月 1 日　第2版発行

平成26年12月 1 日　第3版発行

令和 元 年11月29日　第４版発行

**事前指示書作成のすすめ（自分の最期は自分で決める）**

生きているもののすべては、日々老い、やがて病に罹るようになり、そして死を迎えます。

死は、誰にでも必ず訪れる人生の自然な出来事です。今、元気なあなたは、老いを感じているとしても、死はまだ遠くにあるものと思っていることでしょう。しかし、病気や死は、往々にして何の前触れもなく、突然やってきます。持病もなく元気なあなたにも、死についての覚悟は必要と思われます。

私たちは、生きていることの素晴らしさや健康であることのありがたさについてよく語ります。しかし、家族や友人と、死について語り合うことは「縁起でもないこと」「触れてはいけない話」として避けてきたように思います。自分の死、家族の死を想像することは、辛いことかもしれませんが、死について考えることは、今これから、どう生きるかを考えることでもあると思います。

****自分が、元気で健康な時にこそ、自分の死について考えてみてください。そして、自分はどんな最期を望むのかを「事前指示書」として書き残しておくこと、さらに配偶者や子供などの家族、親しい友人などあなたが信頼でき、あなたのことを最もよく知っていて、あなたの人生観や価値観を理解してくれている人を「代理決定者」として指名しておくことが大切です。そうしておくことが、安心して死への覚悟ができることではないかと考えます。人生を全うするには、自分の意思で自分の最期を決定することが必要です。そして、その覚悟をもって明日も元気に生きていきましょう。

注：事前指示書とは、

自分の意思を伝えたり判断したりすることが難しくなったときに備えて、自分の終末期医療についての意向を、事前にご家族や主治医などの医療・介護関係者と相談して書き記したものです。

代理決定者とは、

自分が受ける医療行為について、自分で意思決定ができなくなったときに、自分の代わりに判断し、決定してくれる人です。



追記

1. 事前指示書による意思表示の内容は記入時点の意思であり、その内容は常に変更・破棄・撤回しうるものです。記入した年月日を必ず明記してください。
2. 事前指示書には、本人の署名が必要です。
3. 作成した事前指示書の原本はご自分で保管し、コピーを代理決定者、家族（代理決定者が家族以外の場合）、主治医に渡しておいてください。

**事前指示書**

**私の家族、主治医、そして私の医療に携わるすべての方々へ。**

私［　　　　　　　　　　］は、清明なる意識・健全な精神の下で自分の死について考え、自分の意思で自分の最期を決定するために、この指示書を作成しています。

私は、私の病気が不治であり回復不能な状態に陥り、自ら判断が下せなくなった場合には、最期のときを迎えるにあたり、本指示書を尊重して対応してくださることを望みます。

死の過程を長引かせるだけの処置は行わず、私に安らぎを与え、できる限りの苦痛緩和の医療とケアで、自然な看取りをしてください。そのために、死期が早まったとしてもかまいません。

食事や水分を口から十分摂取できなくなったときには、食べられるだけ食べればよく、口から食べることを大切にした自然な経過での看取りをしてください。

既に死期が迫っていると診断される場合、あるいは数か月以上にわたって植物状態に陥っている場合には、生命を維持するためだけの処置はすべて中止してください。

本指示書による意思表示は、私自身が変更・破棄・撤回しない限り有効です。

私の要望を忠実に果たしてくださった方々に感謝するとともに、その方々が私の要望に従って下さった行為一切の責任は、私自身にあることを付記します。

その他、**最期のときを迎えるにあたり、大切にしたいこと・希望すること**。

**私が、自分の受ける医療とケアについて、自分自身で意思決定できなくなった場合は、代理決定者と一緒にその判断・決定をお願いします。**

代理決定者：氏　名　　　　　　　　　　　　　（続柄：　　　　）

住　所

令和　　　年　　　月　　　日

本人署名

氏　名

住　所

代理決定者署名

氏　名　　　　　　　　　　　　　（続柄：　　　　）

住　所

電　話

家族署名（代理決定者が家族以外の場合）

氏　名

住　所

電　話